

玉名市水道料金徴収事務等業務委託公募型プロポーザル事業者選定基準

1 評価基準

評 価 項 目		配点	小計
会社内容に関する事項	①② 会社概要及び財務状況	10	10
委託業務に関する事項	業務(受託)実績	③ 業務(受託)実績	20
	業務体制	④ 業務体制及び業務執行計画	20
		⑤ 窓口受付業務	30
		⑥ 収納・滞納整理業務	30
		⑦ 検針・再調査業務	20
		⑧ 調定及び清算業務	20
		⑨ 開栓・閉栓業務	20
		⑩ 使用料賦課算定に係る調査等の実施・整理業務	30
	⑪ 統計資料等作成業務	10	
	個人情報及び危機管理	⑫ 個人情報保護	10
⑬⑭ 防災・災害・危機管理及び給水施設の不具合等への初期対応		10	
⑮ 研修体制		10	
その他の業務提案	⑯ その他の業務提案	10	
提案見積に関する事項	⑰ 提案見積金額	50	50
合 計			300

2 審査方法

(1) 提案見積金額以外の評価項目

評 価		得 点
A	当該評価項目において優れている	配点×1.0
B	当該評価項目においてやや優れている	配点×0.8
C	当該評価項目において普通である	配点×0.6
D	当該評価項目においてやや劣っている	配点×0.4
E	当該評価項目において劣っている	配点×0.2

(2) 提案見積金額

提案見積金額の得点 = 50点 × 最低提案見積金額 / 当該提案見積金額

(小数点以下第1位を四捨五入)

3 評価の着眼点

評価は、各選定委員が主に業務に対する理解度、説明能力、意欲、業務提案書の的確性、表現力、独創性、実施手順の妥当性、提案内容の根拠及び解析力等を基準として評価する。また、その合計点数を当該事業者の総合点とし、審査基準を満たすと認められる場合(※1)、かつ総合点が最も高い者を最終受託事業候補者とする。

なお、応募者が1事業者のみであった場合も審査を実施し、審査基準を満たすと認められる場合(※2)は、その事業者を最終受託事業候補者とする。

※1「審査基準を満たすと認められる場合」とは、評価総得点の6割以上の総合点(1,500点中900点以上)であった場合をいう。

※2「応募者が1事業者のみであった場合の審査基準を満たすと認められる場合」とは、評価項目の①から⑯までの評価総得点の6割以上の総合点(1,250点中750点以上)であった場合をいう。